

■【トピックス】  
参議院選挙！



7月の参議院選挙で民主党が惨敗しました。鳩山総理と小沢幹事長の2トップを替えて臨んだ選挙でしたが、国民の審判は厳しいものでしたね。表紙の付け替えだけでは、国民は惑わされないだけ政治的に成熟したということでしょうか？

マスコミは、敗因を消費税に求めています。民主党が議席を増やしたことから無理があるように思われます。政治と金の問題もありますが、これまでの政権運営の結果のように思えて仕方ありませんね。

■【ビジネス・アイ】  
グループ法人税制

社長 「小耳に挟んだんだけど、10月から同族の兄弟会社を使った節税ができなくなるんだって！」

花野 「平成22年度税制改正で導入されたグループ法人税制の話ですね。同族で株式の100%を保有している会社どうしの取引では、税務上損益が認識されなくなります。その影響で節税できなくなる場合が出てきますね」

社長 「これまでの同族会社を使った節税って、具体的には、どういう方法だったの？」

花野 「大前提として、経済的な合理性があるとしての話ですが、簡単にいうと含み損のある不動産を同族会社に売却して含み損を実現させるというような方法です」

社長 「それが今度の改正で、どうなったの？」

花野 「今度の改正では、このような同族社間の取引では、税務上損失が発生しないこととなります。その結果、決算書上は損失なのに、申告書上では所得が発生しているので税金が発生します」

社長 「それじゃあ、節税にならなくなるわけだ！」

花野 「そうなんです。ただし、同族で100%保有している会社同士の取引ですから、他人が株主になっている会社との取引は従来通りです」

社長 「それじゃあ、今から関連する会社の株主を調べてみるよ」

花野 「そうですね。まずは、そこから始める必要がありますね」

■【今月のキーワード】  
グループ法人税制

グループ法人税制は、企業グループを対象とした税制です。グループ法人税制としては、すでに連結納税制度が導入されていますが、今回導入されたのは、単体におけるグループ法人税制です。

グループといっても完全支配関係（100%）がある会社間の取引について規定していますので、他人資本が入っている場合には適用がありません。

特に気をつけなければいけないのは、同族会社の場合です。同族（個人）が100%保有している法人同士の取引も対象になるからです。

■【今月の1冊】

『「若者はかわいそう」論のウソ』

海老原 嗣生 著 扶桑社

¥760

リーマン・ショック以降の不景気の影響で、新卒大学生の未就職が問題になっています。ややもすると採用を減らした大企業が悪いといわれます。しかし、本当は大企業はそれほど総合職の採用を減らしていません。問題の根源は別のところにあります。

実はこの20年ぐらいで大学は1.5倍に、大学生は1.6倍に増えているのです。誰かが統計をねじ曲げて流布しています。正しい姿は別のところにあります。



■【編集後記】

参議院選挙もサッカーのワールドカップと大相撲の野球賭博問題に震んだ観がありましたね。

それにしてもサッカー日本代表は、戦前の評価を覆して頑張りました。われわれも是非とも見習いたいものですね。

『NEWS LETTER』 vol. 41（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2010.8.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>